

新エネルギー機器等（防災・減災対応型）導入補助金 蓄電池システム、ビークル・トゥ・ホームの導入を支援

市では、これまで太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムを導入する場合に補助してきました。4月からは、これらのシステムに加え、蓄電池システムや住宅向け給電機能付き電気自動車等充電器（ビークル・トゥ・ホーム）を導入する場合も補助します。これらの新エネルギー機器は、環境への負荷が少なく非常用電源としても利用が可能です。多様なエネルギーの活用に向けた皆さんの取組を支援します。



生活環境課
995-1816



補助の対象となる機器と補助額

補助金の交付が受けられるのは、1世帯、1事業者につき1回限りです。③④を事業者が設置する場合、回数に関係なく、1事業者につき5台まで受けられます。

①太陽光発電システム【継続】

住宅などの屋内で使う電気を、太陽光エネルギーからつくるのに必要な機器で構成されるシステム。

補助金額／出力1キロワットあたり3万円

上限（住宅用）12万円

（事業所用・集会所用）20万円

②太陽熱高度利用システム【継続】

住宅などの屋根に設置し、集熱媒体を循環させる太陽集熱器、備蓄槽などで構成され、給湯や冷房に利用可能なシステム。

補助金額／3万円

③蓄電池システム【新規】

電気を蓄える機器で国の補助指定を受けた蓄電池システム。

補助金額／1機につき10万円

④住宅向け給電機能付き電気自動車等充電器

（ビークル・トゥ・ホーム）【新規】

EV（電気自動車）・PHV（プラグイン・ハイブリッド車）などに貯めた電力を、分電盤などを通じて家庭と双方向でやり取りするためのシステムで、国の補助指定を受けたもの。

補助金額／1機につき5万円

環境にやさしく、非常時にも利用可能

蓄電池システムやビークル・トゥ・ホームがあれば、深夜などに電力を蓄電池や電気自動車に蓄電し、朝夕に利用することができます。これによりピーク時の電力会社の発電量を少なくすることができます。また太陽光発電などの自家発電装置からの電力を有効に活用することができます。災害時などに停電したときには非常用電源として活用できます。

対象となる方

対象となる機器を設置する方で、次のいずれかに該当する場合

- 市内に住んでいる方または住む予定の方が、市内の自己の住宅に設置する場合
 - 市内に事業所がある事業者または市内に事業所を設置予定の事業者が、市内の事業用建物に設置する場合
 - 区が集会所に設置する場合
- ※次のいずれかに該当する場合、補助を受けられません。
- 市税などの滞納がある場合
 - 集合住宅の共有部分で電力を使用する場合

申請は、設置工事をはじめる前に！

対象となる機器の設置工事に着手する前に、所定の申請用紙に必要な書類を添えて申請してください。機器を設置した後に申請しても受け付けできません。また、予算額に達した時点で受付を終了します。